

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 12 月 7 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国 民 年 金 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700271号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700277号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年4月1日から同年9月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成27年4月から同年8月までは26万円を30万円とする。
平成27年4月1日から同年9月1日までの期間は、訂正請求が行われた日(平成29年5月10日。以下「訂正請求日」という。)より後に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であることから、平成27年4月から同年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における平成23年8月1日から平成27年4月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成23年8月から平成24年8月までは28万円を34万円、平成24年9月から平成25年8月までは24万円を30万円、平成25年9月から平成26年8月までは26万円を32万円、平成26年9月から平成27年3月までは26万円を30万円とする。
平成23年8月1日から平成27年4月1日までの期間は、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であることから、平成23年8月から平成27年3月までの上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることができない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : 平成23年3月1日から平成27年9月1日まで
請求期間について、A社が給与の一部である出張費を含めずに報酬月額の届出をしていたため、標準報酬月額が低く記録されている。
また、請求期間のうち、未払の時間外労働手当請求に係る訴訟において和解金の支払対象となった期間について、当該和解金が標準報酬月額の算定に反映されていないため、標準報酬月額が低く記録されている。
請求期間に係る給与明細書及び訴訟に係る資料を提出するので、請求期間の標準報酬月額について、出張費及び和解金を含めた報酬額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成27年4月1日から同年9月1日までの期間は、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき、報酬月額に見合う標準報酬月額を認定することとなるところ、請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高額である

ことが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成 27 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの標準報酬月額について、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、30 万円とすることが妥当である。

- 2 請求期間のうち、平成 23 年 3 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間は、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、平成 23 年 3 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された請求者に係る立替金明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はオンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付を認めることはできない。

一方、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額について、保険給付に反映するか否かにかかわらず、事業主が本来届け出べき報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正することを求めているところ、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構B事務センターの回答により、平成 23 年 3 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間のうち、平成 23 年 8 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成 23 年 8 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの標準報酬月額について、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、平成 23 年 8 月から平成 24 年 8 月までは 34 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までは 30 万円、平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までは 32 万円、平成 26 年 9 月から平成 27 年 3 月までは 30 万円とすることが妥当である。

ただし、前述のとおり、訂正請求日において上記訂正期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、請求者は、未払の時間外労働手当請求に係る訴訟における和解金について、厚生年金保険法における報酬として認めてほしい旨主張しているところ、請求者に係る和解金は、具体的な計算根拠に基づく時間外労働手当として支払われたものとは認められないため、当該和解金を厚生年金保険法における報酬として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700420号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700040号

第1 結論

昭和42年6月から昭和49年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年6月から昭和49年12月まで

明確な時期を記憶していないが、それまで国民年金に加入していなかった母が国民年金に加入し、国民年金保険料を遡って全て納付した。母は、近所の人から国民年金保険料を遡って納付できる特別期間中だと聞いたようだ。

母から勧められて、私もA県B市C区役所において国民年金の加入手続を行い、母が遡って国民年金保険料を納付してから、遅くとも2か月以内には、近所のD金融機関の口座から大金を引き出し、C区役所内の金融機関の窓口において請求期間の国民年金保険料を遡って一括納付した。

当時のD金融機関の通帳を保管しておらず、母も亡くなっているが、請求期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その母が自身の国民年金の加入手続及び特例納付を行ってから遅くとも2か月以内に、請求者が自身の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を一括して特例納付したが、明確な時期は記憶していない旨陳述している。

そこで、請求者の母に係る国民年金の加入手続が行われた時期及び特例納付が行われた時期を検証したところ、請求者の母の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年3月17日にB市C区において払い出されていることが確認でき、同番号前後の任意加入被保険者の記録及び請求者の母が第3回特例納付制度の実施前の昭和53年1月*日に亡くなっていることなどから判断すると、請求者の母に係る国民年金の加入手続は昭和50年1月頃に行われ、国民年金保険料の特例納付は、当該時期から第2回特例納付制度が終了する同年12月までの間に、昭和36年4月分にまで遡って行われたものと推認できる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年7月12日にB市C区において払い出されていることが確認でき、同番号前後の任意加入被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は昭和52年6月頃に行われたものと推認できる。この場合、請求者の母が特例納付を行ってから2か月以内に加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、前述の請求者の加入手続時期(昭和52年6月頃)では、第2回特例納付制度は既に終了していることから、請求期間の国民年金保険料は、当該制度を利用して納付することができず、保険料の時効により過年度納付することもできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を特例納付する際には、国庫金の納付書が必要となるが、請求者は、当該納付書の入手方法を記憶しておらず、納付した金額も記憶していない。

加えて、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）により、請求者がB市C区に住所を移した昭和47年6月から前述の請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年7月までに同区において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

なお、請求者は、請求期間の国民年金保険料を特例納付するためにD金融機関の請求者名義の口座から現金を引き出した旨陳述しているが、D金融機関は、口座等の取引状況の調査可能な期間について、現在日より過去10年間と回答していることから、請求者が現金を引き出したとする当該口座に係る取引状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700388号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700274号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年1月1日から昭和55年12月1日まで

A社に入社した具体的な時期については記憶していないが、入社当初はアルバイトとして勤務し、その後正社員として勤務するようになってからは、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

年金記録によると、A社における厚生年金保険の記録が無いので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において請求期間当時の被保険者記録が確認できる者のうち二人が、請求者の同社における勤務を記憶していること、請求者が記憶する同僚の氏名又は姓と一致する者が、被保険者名簿において複数確認できること等から、勤務期間を特定できないものの、請求者が、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社及び同社の代表取締役は、「当時の経営者は亡くなっており、当時の給与計算事務及び社会保険事務担当者は高齢により聞き取りを行うことができない上、当時の資料も無いため、請求期間における請求者の勤務状況、給与からの厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険に係る届出については不明である。」旨回答及び陳述しており、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険料控除について、確認することができない。

また、A社に係る被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した8人に照会し、4人から回答を得たところ、請求者が同社に勤務していたと回答した前述の二人は、「請求者の勤務期間及び勤務形態については分からない。」旨陳述しており、請求者が同社において、請求期間に厚生年金保険被保険者となる勤務形態であったか否かを確認することができない。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、請求期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、請求者に係る被保険者記録の欠落はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700371号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700275号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年7月頃から昭和61年1月1日まで
年金受給に当たり、年金記録を確認したところ、A社に勤務した請求期間における厚生年金保険の被保険者記録がないことが分かった。
請求期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主の陳述及び同社の役員に係る商業登記の記録から、期間は特定できないものの、請求者が、請求期間の頃に、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは請求期間後の昭和61年6月2日であり、同日より前に適用事業所であった記録は見当たらない。

また、厚生年金保険に加入すべき事業所について、請求期間当時の厚生年金保険法第6条によると、「常時5人以上の従業員を使用する事業所又は事務所」とされていたところ、請求期間当時のA社の従業員数について、同社の事業主及び請求者は、「正社員は事業主と請求者の2人、そのほか短時間勤務のアルバイトを含めても、同社の従業員が5人以上になることはなかった。」旨それぞれ陳述していることから、同社は、請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったと考えられる。

さらに、請求者に係る厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料控除について、A社の事業主は、「請求者について、厚生年金保険の加入手続は行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

なお、オンライン記録によると、請求者は、請求期間の一部である昭和56年7月から同年11月までの期間において、国民年金に任意加入しており、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700380号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700276号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年1月8日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間において、A事業所からC職としての発令を受け、D事業所で勤務していたが、被保険者記録がない。

請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたC職に係るA事業所の発令通知書及びD事業所のE職の者の陳述から、請求者が、請求期間において、D事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、B事業所は、請求期間に請求内容どおりの届出を行っておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

また、B事業所の事務担当者は、請求期間当時の厚生年金保険の加入要件について、「当時のC職に係る通知によると、当初の任用期間が2か月を超える者について、任用の初日から厚生年金保険に加入することとしていた。しかし、請求者については、当初の任用期間が平成11年1月8日から同年2月3日までであり、2か月を超えないため、厚生年金保険の加入要件に当てはまらない。」旨陳述している。

さらに、B事業所の事務担当者は、請求者に係るFシステムにおける履歴照会画面の写しを提出した上で、「Fシステムによると、請求者の平成11年1月8日の欄には非加入と記録されている。非加入の記録がある者について、厚生年金保険の加入手続も給与から保険料控除も行っていない。」旨陳述している。

加えて、全国健康保険協会G支部は、請求者の請求期間当時の健康保険の加入について、「平成10年12月25日から平成11年4月5日まで、任意継続被保険者である。」旨回答しており、請求者が、請求期間当時、A事業所において、社会保険に加入していたことはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700372号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700278号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月13日から昭和57年3月15日まで

昭和56年1月22日付けで、A社に正社員として入社し、レストラン「B」でC職として昭和57年3月15日頃まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格喪失日が昭和56年4月13日となっている。

調査の上、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の者の陳述及び請求者の戸籍の附票における住所履歴から、請求者が、請求期間の一部の期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、A社は、請求者の厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が昭和56年4月13日と記載された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を提出の上、「請求者は、請求期間に勤務しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所から確認することができない。

また、A社の請求期間当時の社会保険事務担当者は、「請求期間当時、A社は、給与計算事務を税理士に委託していた。被保険者の出入りがあった場合には、その都度、私はその旨を税理士に連絡していたので、被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険料を控除することは考えられない。」旨陳述している。

さらに、A社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、請求期間中の昭和56年4月28日に請求者の健康保険被保険者証が返納されたことを示す「56.4.28返納」の表示が確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。